

## 可児市農業委員会第9回農業委員会総会議事録

開催日時	平成27年9月2日(水)午後1時30分から2時35分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
出席委員	奥村 武司、生田 信昭、吉田 正則、奥村 信隆、可児 隆彦、續木 明彦、山田 照男、菱川 幸夫、井藤 平榮、堀井 省治、大澤 正幸、小池一二三、渡邊 千春、可児すみ子 勝野 英俊、可児 勉、土田 幸嗣、仙石 廣男、
欠席委員	杉本 隆久
事務局	事務局長 牛江 宏 課長 堀部 建樹、係長 渡辺 義信、書記 山本 尚美
議案	第52号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第53号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第54号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第55号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第56号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について 第57号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
議長	平成27年第9回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 9番杉本隆久委員は遅れるということですので、よろしく願います。 只今の出席委員は18名と定足数に達しておりますので、これより平成27年第9回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。本日の署名委員は議長において、12番大澤正幸委員、13番小池一二三委員の両名を指名します。
議長	日程第2、議案第52号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について、を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第52号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明させていただきます。今回は、売買による所有権の移転2件、贈与による所有権の移転1件、合計3件の申請があります。 受付番号1の案件は、譲渡人の大森の方外6名と譲受人の多治見市の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字奥洞外 9 筆、地目は田と畑で、面積は合計 3,384.51 m<sup>2</sup>、農振地域内の農用地区域外における農地です。

申請地は(株)バローが開発計画地として平成 27 年 6 月に仮登記されているが、開発計画の詳細は決まっておらず、土地所有者は耕作される予定もなく不耕作地となっているため、譲受人は多治見市で耕作されており、近隣でもある本申請地を譲り受け農業規模の拡大を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は 4,921.51 m<sup>2</sup>となります。

なお、2 筆は改良予定の市道 56 号線と隣接しており、本工事着手には 4~5 年掛かるとのことで、現仮設の状態の間は、工業団地開発地を通して申請地へ行ける状況です。

道路改良事業担当から、この土地については、道路より低いので事業に合わせ盛土し耕土を入れ農地とすることと耕作する時のために締め切らず出入りができるようにしておくとのことでした。

受付番号 2 の案件は、譲渡人の土田の方と譲受人の土田の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井、地目は田で、面積は 26 m<sup>2</sup>、第 1 種住居地域内における農地です。

譲受人は、申請地に隣接して農地を所有しており、申請地を取得して一体利用することで耕作上の利便性も高く、農業規模の拡張を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は 6,610 m<sup>2</sup>となります。

受付番号 3 の案件は、譲渡人の春日井市の方と譲受人の下恵土の方との間における贈与による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字柿添外 1 筆、地目は畑で、面積は合計 316 m<sup>2</sup>、第 1 種住居地域内における農地です。

譲渡人と譲受人の関係は、本家と分家の関係にあり、譲渡人は分家の相続人で、愛知県に居住していることもあり、申請地は不耕作地であるため、本家の相続人である譲受人に贈与する。譲受人は市内で農地を所有耕作しており、農業規模の拡張を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は 6,613 m<sup>2</sup>となります。

なお、1 筆は、西側南で譲渡人の宅地、現地確認の際に建物取壊し作業中の土地と接しており、また、申請地に挟まれた農地についても取得の計画の相談を受けており、生垣を撤去し、一体利用の計画をされています。

いずれの案件も、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上で、説明をいただきます。

議長 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号 1 大森お願いします。

可児(す)委員 受付番号 1 について、15 番可児が報告します。  
細かい土地がたくさんありますが、ほとんど耕作されておらず荒地になっています。付近は埋め立てで造成されている所ですが、耕作されるということで、作るのは大変だと思います。

議長 長 井藤委員 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 2 土田お願いします。  
受付番号 2 について、10 番井藤が報告します。

申請地の東側、北側は譲受人の農地で、水路のために小さい面積の農地になっており、譲受人が一体管理するというので、土地改良等、何も支障はありません。

議長 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 3 下恵土お願いします。

可児(勉)委員 受付番号3について、17番可児が報告します。

議 長 建物の庭の奥にある土地と入口の土地の2ヶ所を一体利用するというので、現在は垣根がありますが、事務局から説明があったとおり、それを撤去して一体利用するというので、問題ないと思います。

大澤委員 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長 大森と下恵土について、取得目的が農業規模の拡張ということですが、本当にこんな所で農業をやるために取得するのかと思います。これは5条で買うべきではないか、利用目的が違うのではないかと思います。本当に農地拡大で買われるなら結構ですけど、その後農業委員会としては、2年先1年先にちゃんとやっているかということは確認するのですか、どうですかということをお尋ねしたいです。

議 務 局 事務局、お願いします。

議 務 局 大森の件については、バローが仮登記ということで開発を予定しておりますが、具体的な詳細が決まっていないということで、その点から5条の申請は今回出されていません。バロー側のメリットということでは、バローの関係者の方が譲受人ですが、農地ということ、実際には果樹、栗とかを植えて管理したいということです。

議 務 局 それとバローに分け渡す関係もありますので、現在7名の方とのやりとりですが、今回所有者が1名になるということで、管理上の関係と5条で出されるまでの間、農地ということでの課税になりますので、その点でのメリットがあるということで出されたのが実態だと思います。以上です。

議 務 局 下恵土についてもお願いします。

議 務 局 下恵土については、本家、分家という関係で、譲受人が農地の部分を取得して、間にある土地も近々出される予定ですので、合わせて一体利用ということを考えております。確かにすぐには一体利用できる状態ではないですが、そういう計画をもってやられるということで聞いております。

議 長 わかりました。大澤委員、どうぞ。

大澤委員 私も意味はわかります。使うまでは農地として持っていたい、税法的にも安いし、取得税も安いし、ですが、本来は畑を作るつもりはないということがみえみえだと思います。だから、その間だけ、農業委員会としてそれをわかっていて認めることにするのか、本当の目的は何かということで、この理由のように農業規模の拡張という話なら、たとえ2年でも3年でも果樹でも何でもいいですが、農業をやったという実績を作ってもらうようにすべきなのか、書類の上だけでいいということで見逃していいのか、その辺の判断ができませんが、私は農地を拡大するつもりはないと思います。

議 長 思います。やります。では2年目に見に行きますので、そうでなかったら取り消しますということまで、農業委員会としての力がそこまであるのか、ないのか、一度許可したらそれで終わりなのでしょうか。

議 務 局 大澤委員の質問につきましては、地元の委員がみえますので、2年先、3年先になるかわかりませんが、見ていくことになりますので、よろしくお願いします。

議 務 局 3条ですので、引き続き農地としてやっていかれるところは、農地パトロール等で確認していただきたいと思っております。

議 長 大澤委員、よろしいですか。

大澤委員 それならいいです。

議 長 小池委員、どうぞ。  
 小池委員 今の関係ですが、農地パトロールで農地として利用しているかどうか見てくるわけですが、農地として活用できていない場合はどうされますか。  
 太陽光発電で農振農用地を一部転用して許可されたケースがありますが、それについては3年間でしたか、農業実態を調査して、取り消しする可能性もあるということを知っていましたが、この案件についてもそのように考えるのか、そうではないのかということをお大澤委員が確認されていると思います。  
 そこを農業委員会としてどうしていくかということをお、はっきりしておかないといけないと思います。

議 長 事務局、お願いします。  
 事務局 農地パトロールの結果に基づいて、指導ということで文書を出すことを考えております。

議 長 可児委員、どうぞ。  
 可児(す)委員 現状を見て来ましたが、小さい所は笹が生えているとか、大きい所は大木になっている木もあり、そういう所で本当に農地になるのかという疑問はあります。3条でいいのかという気はします。

議 長 事務局、お願いします。  
 事務局 地元委員からの発言がありましたが、事務局、受付の時に何かわかりましたか。  
 受付の時には特にわかりませんが、現地を確認して、確かにうっそうとしてすぐに簡単には畑になるような所ではなかったのは確認しておりますが、申請が出されておりますので、申請者は今回出された限りは農地として耕作していただかなければならないと考えております。

議 長 事務局、お願いします。  
 事務局 ありがとうございます。譲受人はバローの方ですか。  
 バローの関係者という方で、譲り受けて農地として使われるということですので、それを見守るということで、一先ずはいくのかと思っております。

議 長 登記簿の地目は農地になっており、3条が必要ですので、よろしく申し上げます。  
 可児(す)委員 小池委員、よろしいでしょうか。可児委員、どうぞ。  
 これを農地にするということなら、3年以内に農地にするという保証というか、言っていただくことはできますか。これはバローさんでみえみえなので、直接5条でということではできないでしょうか。

議 長 事務局、お願いします。  
 事務局 おっしゃることはもっともだと思いますが、一つは農地でやると言われる以上、今の段階でそれは嘘だろうというのは、中々立証ができないというのが現実問題としてあります。問題は、委員さんが言われるように、1年以内に農地として使っているということを立証というか、現実にやっていないと、パトロールしていただいた時に嘘でしょうということはその時点では言えますが、今の段階ではどうみてもだめだろうとは、こちらの立場としては言えないという判断をさせていただいております。

議 長 はい、わかりました。大澤委員、どうぞ。  
 大澤委員 そのとおりでいいと思いますが、ただし、今言われるように、1年先にパトロールして農地でなかった場合に、農業委員会としてはどのようにされるのかということをお教えいただきたい。  
 今の時点はいいです。ちゃんとやると言われるのですから、その通りやってくださいと許可を下ろしますが、1年先、2年先にもさもさで、言っていることと違うことが

現実に分かった時に、農業委員会としては遡ってその時の契約を元に戻しなさいとか、そういうことまでできますかということをお尋ねしているだけの話ですので、今この時点で反対という話は一つもしていなくて、でも、守らなかった時に農業委員会としてはどれくらいの力があるというか、権利があるかということをお尋ねしたいだけです。お願いします。

議 務 局 長 事務局、よろしいですか。  
パトロールの結果をもとに指導していくということですか、強制力はないかと思えます。

議 務 局 長 菱川委員、どうぞ。  
今までも、何期か農業委員をしてまいりまして、事前着工とか申請に対する違反というものが始末書と同時に出来るだけで、その時も色々事務局と話し合っ、県にも相談して、そうした経緯の中で、農業委員というのはここでOKを出して2年後3年後、取り消しなさいとかというような権限はあまりないようなことを聞いておりますが、そうではないですか。ここで承認した結果で終わりという感じだと聞き流しておりますが。

議 務 局 長 事務局 このことについて調べまして、次回報告したいと思えます。所有権移転されるということですので、所有権を戻すことは中々難しいかと思えますので、その点からは取り消すというのは難しいと、戻してもその方がやれるかというやれるわけでもないかと思えますので、指導していくしかないと思っておりますが、再度詳しく調べて、次回報告させていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

議 務 局 長 大澤委員 わかりました。大澤委員、事務局から次回報告するということですので、よろしくをお願いします。

議 務 局 長 大澤委員 結構ですが、今の発言ですと、例えば自分で駐車場に転用して雑種地にして、やっぱり家を建てたいから宅地にしたいという時に、よく事業計画変更をわざわざ出して許可しているのではないですか。ということは、一度許可したら後は勝手に使っても文句はないというのとはちょっと違うような気がします。ですから、その辺ももう許可が下りたら向こうがどうしようと勝手というのはおかしいと思うので、よく調べていただきたいと思います。以上です。

議 務 局 長 大澤委員 わかりました。次回に報告されるということですので、よろしくをお願いします。  
今、菱川委員からの発言がありましたように、始末書で今まで済んでしまいましたが、一応地目が農地ですので、現況は地元委員が言われましたように草や木が生えているとか色々ありますが、大森を除く案件については、原案どおり許可することにご異議ございませんか。

議 務 局 長 大澤委員 事務局、どうぞ。  
大森以外はということは、大森は許可しないということでしょうか。  
大森は後ほど事務局から説明があるということですので、その時にまた審議することですので、よろしくをお願いします。

議 務 局 長 大澤委員 そうすると、今回は下ろさないという結論でよろしいですか。  
私はそう思っておりますが、大澤委員、いかがですか。  
私は下ろしていいほうです。別に反対はしませんが、その後の状況に応じてどうなるかお尋ねしただけです。

議 務 局 長 大澤委員 大澤委員の発言から言いますと、2年先3年先についてはどうなっているかというこ

とですので、菱川委員の発言がありましたように始末書で済んでいましたが、事務局からの説明があった時に大森の件については審議するというので、2番、3番の土田と下恵土についてはOKでどうでしょうかということです。

事務局 調べて後でお知らせしますと申し上げたのは、次回の総会の時に詳しく説明させていただきたいということです、それを待ってということは、次回の総会に再度かけるということになりますが、そういう結論でよろしいですか。

議長 では、大森についての委員への説明はどうなりますか。  
事務局 我々勉強不足でこの場では即答できませんので、もう一度勉強して、あるいは県へ確認するなりして、次回の総会で、1年後2年後にちゃんと耕作していない場合はこういう処置を取ります、法的にはこうなりますということを、総会の席で説明させていただきたいと思います。

議長 わかりました。では、大森を含めて、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第3、議案第53号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について、を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第53号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は1件の申請があります。

受付番号1の案件は、申請人の広見の方が、集合住宅を建築するため転用許可を求めます。

土地の概要は、広見七丁目、地目は田、面積は682㎡。第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は畑、西側と北側は道路、南側は宅地となっており、許可後3ヶ月内の工事着手、12ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としまして、共同住宅1棟2階建て6戸を建築する申請です。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝へ放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま。

周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま。

以上です。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号1広見をお願いします。

可児(隆)委員 受付番号1について、5番可児が報告します。

現在は田ですが、周囲は住宅街で、問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第3、議案第53号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見については、原案のとおり県に

進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第 4、議案第 54 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について、を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 54 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権移転 2 件、贈与による所有権移転 3 件、使用貸借権の設定 1 件、合計 6 件の申請があります。

受付番号 1 の案件は、譲渡人の兼山の方と譲受人の東京都練馬区の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が分譲住宅を建設する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字六反田、地目は田、面積は 449 m<sup>2</sup>。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は雑種地、西側は田、南側は田、北側は道路となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、2 区画の宅地造成を行い、分譲住宅を建築販売するとの計画であります。

なお、農地法の許可を受けずに埋め立てて利用しており、始末書が添付されていません。

農地転用許可区分は、とまつレディースクリニックまで 190m 及び可児さくら保育園まで 270m となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝設置、道路横断して北側水路へ放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 2 の案件は、譲渡人の下恵土の方と譲受人の可児市との間における売買による所有権の移転で、譲受人が貸駐車場とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字宮前、地目は田、面積 110 m<sup>2</sup>。第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は道路、西側は宅地、南側は県道用地、北側は水路となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、主要地方道土岐可児線(市計画道広見・宮前線)の道路拡幅事業に伴い、西側近接の総合保険センターの駐車場用地が不足するため、市が代替地として申請地を取得し、駐車場整備を行い貸し渡すとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 3 の案件は、貸渡人の今渡の方と借受人の今渡の方との間における使用貸借権の設定で、貸渡人の娘婿である借受人が一般個人住宅を建築する目的のため転用

許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字町外 1 筆、地目は畑、面積は合計 506 m<sup>2</sup>。第 1 種住居地域及び近隣商業地域内の農地で、申請地の東側は貸渡人の畑と道路、西側は貸渡人の畑と道路、南側は貸渡人の畑と道路、北側は貸渡人の畑となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、隣接する宅地及び共有道路を一体利用して、借受人と貸渡人の二世帯住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域及び近隣商業地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は雨水浸透枮など地下自然浸透、上下水道は道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 4 の案件は、譲渡人の今渡の方と譲受人の今渡の方外 6 名との間における贈与による所有権の移転で、譲受人が車庫・倉庫及び庭とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字町、地目は畑、面積は 231 m<sup>2</sup>。第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は宅地、西側と南側は道路、北側は譲渡人の畑となっており、許可後 12 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、東側に隣接する住宅の一体利用地として、個人住宅の車庫・倉庫敷地及び庭として利用するとの計画であります。

なお、農地法の許可を受けずに宅地として利用しており、始末書が添付されていません。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

なお、関連案件で北側農地の 5 条申請受付番号 5・6 が同時提出されております。

受付番号 5 の案件は、譲渡人の今渡の方と譲受人の今渡の方外 6 名との間における贈与による所有権の移転で、譲受人が個人住宅を建築する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字町、地目は畑、面積は 191 m<sup>2</sup>。第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は宅地、西側は道路、南側は譲渡人の畑、北側は道路と譲渡人の畑となっており、許可後 12 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人の中の二男夫婦の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

なお、関連案件で南側北側農地の 5 条申請受付番号 4・6 が同時提出されております。

受付番号 6 の案件は、譲渡人の今渡の方と譲受人の今渡の方外 6 名との間における贈与による所有権の移転で、譲受人が貸駐車場とする目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字町、地目は畑、面積は 24 m<sup>2</sup>。第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は宅地、西側は道路、南側は譲渡人の畑、北側は道路と宅地となっており、許可後 12 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、東側に隣接する個人住宅の駐車場として貸し渡すとの計画であります。

なお、農地法の許可を受けずに駐車場敷地として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。

なお、関連案件で南側農地の 5 条申請受付番号 4・5 が同時提出されております。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号 1 広見をお願いします。

可児(隆)委員

受付番号 1 について、5 番可児が報告します。  
分譲住宅 2 棟ということで、平成 2 年頃、改良区で田を改良された時にすでに畑として埋め立てられており、始末書がでております。それ以後畑として活用されておらず、放置されたままの状態になっており、問題ないと思います。

議 長

ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 2 下恵土をお願いします。

可児(勉)委員

受付番号 2 について、17 番可児が報告します。  
道路拡幅のため、駐車場スペースがなくなるということで、西隣を駐車場にするという申請で、問題ないと思います。

議 長

ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 3、4、5、6 今渡をお願いします。

菱川委員

受付番号 3、4、5、6 について、8 番菱川が報告します。  
受付番号 3 について、娘婿の家を建てるという申請で、雨水は排水がないため地下浸透、現地確認したところ土地に車庫がありましたが、事務局に再度確認していただいて、すぐ撤去すると聞いております。問題ないと思います。

受付番号 4、5、6 は同じ所ですので、まとめて報告します。

譲渡人から譲受人へこの一画を贈与するという申請がでております。

受付番号 4 については、車庫と庭にする、受付番号 5 については、譲受人の二男の方が家を造るということで一般個人住宅の建設、受付番号 6 については、カーポートができておりましたが、始末書が添付されております。この一画全体を 3 件の申請でだされております。

受付番号 5 について、家を造るということで、上下水道は前面道路、雨水排水は道路側溝ということで、問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。受付番号 3 番については、菱川委員から質問があったように、事務局から指導いただいたようですので、カーポートに件について、よろしくお願ひします。

事 務 局 受付番号 3 の今渡の件について、現地確認の際に申請地の隣地である貸渡人の土地にカーポートがありまして、借受人に確認したところ、南側の住宅の一部を取り壊して駐車場とする際にカーポートを撤去し移転すると計画されており、取り壊しを 10 月までに行うということで、近々取り壊すということでした。

議 長 ありがとうございます。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長 【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 4、議案第 54 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請に対する意見について、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 日程第 7、議案第 55 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、を議題とします。

事 務 局 それでは、事務局の説明をお願いします。

議 長 議案第 55 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

議 長 今回の利用権の設定内容は、使用貸借 1 件で 212 ㎡の集積となります。

議 長 受付番号 1 の案件は、貸人の二野の方と借人の岐阜市の農地中間管理機構である一般社団法人との間での使用貸借権の設定です。

議 長 土地の概要は、二野字森本、地目は田、面積は 212 ㎡、新規設定で平成 37 年までの 10 年間、利用集積を図るものです。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長 【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 7、議案第 55 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定については、原案のとおり承認し市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認めます。よって、本案件は、原案のとおり承認、決定し市長宛てに報告します。

議 長 日程第 8、議案第 56 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について、を議題とします。

議 長 なお、この案件は、1 番奥村武司委員が法人の代表者となっているため、法第 24 条の議案審議参与制限により審議に加わることができないため、1 番奥村武司委員の退席をお願いします。

議 長 (奥村武司委員退席)

議 長 事務局 それでは、事務局の説明をお願いします。

議 長 事務局 議案第 56 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について、説明させていただきます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、市長から協議があった農用地利用配分計画案に対する当委員会の意見を求めるものです。

農用地利用配分計画案の内容については、議案第 55 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対して決定され、権利設定された土地について、二野に事務所がある農事組合法人に使用貸借権の設定により利用配分する計画案となっています。

土地の概要は、二野字森本、地目は田、面積は 212 m<sup>2</sup>、新規設定で平成 37 年までの 10 年間、利用集積を図るものです。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

菱川委員 事務局 農地中間管理事業は、可児市ではどの地区とどの地区が対象になっていますか。

菱川委員 事務局 土地としましては、農用地ということで、農振の農用地が対象となっており、広見東とか二野、久々利、大森、春里など農用地の所が対象となります。

菱川委員 事務局 農地中間管理事業を取得するためには、地域の農業者がある程度集まってその事業に対しての了解を得ないと、その地区には入らないわけですか。

議 長 事務局 借受を希望する方の登録がないと農地中間管理事業が利用できないこととなりますので、借りる方がいないとだめですね。今回のように登録した受け手が地域にいるということが前提になってくると思います。

菱川委員 事務局 わかりました。私も勉強不足ですので、また勉強させていただきます。

議 長 事務局 議案書の訂正がございましたので、確認をお願いします。議案第 56 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に関する法律とありますが、に関する法律が重複しておりますので、片方を消していただきますようお願いいたします。

議 長 わかりました。他にございませんか。

議 長 【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 8、議案第 56 号、農地中間管理に業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について、に対する意見は、なしとし、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】

議 長 異議がないものと認めます。よって、本案件の意見はなしと決定し、市長宛てに報告します。ここで、奥村武司委員の着席をお願いします。

(奥村武司委員着席)

議 長 事務局 日程第 9、議案第 57 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、を議題とします。それでは、事務局の説明をお願いします。

議 長 事務局 議案第 57 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、説明させていただきます。

今回は 8 月 1 日から 8 月 31 日までに受理した 3 件の案件について報告させていただきます。

塩河の方外 2 名からの届出の案件は、田 12 筆、面積は 15,860 m<sup>2</sup>、畑 24 筆、面積は 6,865.33 m<sup>2</sup>の合計 16 筆、面積は 22,725.33 m<sup>2</sup>です。

いずれも相続により所有権を取得し、農業委員会によるあっせんの希望については、ありませんでした。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですので、本案件は原案のとおり受理します。

議 長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。委員各位には、各案件について慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成 27 年第 9 回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。誠に、ご苦労様でございました。